



日本再生戦略、閣議決定される ～「フロンティア国家 日本」としての発展を目指して～

▼去る7月31日、政府は「日本再生戦略」を閣議決定しました。これは、東日本大震災後の日本再生のための基本戦略として閣議決定された「日本再生の基本戦略」(2011年12月22日国家戦略会議決定)に基づいて、分野ごとに2020年度の目標に加えて2015年度の間目標を新設するとともに、具体的施策を示しています。「経済成長と財政健全化の両立」や、「分厚い中間層の復活」に向けた施策が盛り込まれていますが、その中の1項目として「ライフ・世界最高水準の医療・福祉の実現プロジェクト」が示されています。医療、環境、農林漁業の三つを重点分野とし、財源を優先的に確保するため、平成25年度予算から重点枠を設ける予定です。

福祉や医療の関係分野の主な内容としては、革新的な医薬品の開発や再生医療の実用化などで、新たに50兆円規模の市場と284万人の雇用を創出する、としています。(右欄参照)

また雇用関連では、20～34歳の若者の就業率を77%に引き上げ(2009年比+2.4ポイント)、若者のフリーター数を124万人まで抑える(ピークだった2003年は217万人)、としています。

(参考：国家戦略室HP／産経ニュース ほか)

＜ライフ成長戦略＞

【2020年までの目標】

▽医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用創出：新市場約50兆円、新規雇用284万人(うち革新的医薬品・医療機器の創出並びに再生医療、個別化医療及び生活支援ロボットの開発・実用化、先端医療の推進による経済波及効果：1.7兆円、新規雇用3万人、健康関連サービス産業：市場規模25兆円、新規雇用80万人)

▽海外市場での医療機器・サービス等ヘルスケア関連産業での日本企業の獲得市場規模約20兆円

【2015年度の間目標】

▽創薬支援ネットワークによる支援対象の検討シーズ数累積100件

▽治験届出数800件(うち国際共同治験数150件、医師主導治験数20件)

▽新医療機器承認数30

▽ヒト幹細胞を用いた研究の臨床研究又は治験への移行約10件

▽医療・介護機関と連携した医療・介護周辺サービス市場1兆円

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における入居一時金の 想定居住期間内の初期償却に関する意見書 ～日弁連が提出・公表～

▼去る6月15日、日本弁護士連合会は標記の意見書を取りまとめ、7月4日に、厚労大臣、国交大臣宛てに提出しました。これは、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の消費者契約における前払金(入居一時金)の、死亡を含む退去時に返還されるべき範囲につき、当連合会が意見を述べたものです。

これによると、以前は消費者が多額の入居一時金を支払いながら病気や死亡などで数か月または1、2年の短期で退所した場合に入居一時金を返還しなかったり、消費者の予想以上に減額されたことについて、事業者との間でトラブルが多発していました。また、このような状況を解決するため平成23年に「高齢者住まい法」を改正し、90日ルール(契約締結日から概ね90日以内の契約解除の場合の入居一時金の返還ルール)を定めたわけですが、「これまで事業者が入居一時金を返還しない根拠として、事業者が入居一時金は権利金であるという法的性質論を主張していたものであるが、消費者委員会の建議により入居一時金の法的性質の明確化が求められ、法改正により入居一時金には権利金としての法的性格がないことが明記された」とし、利用者の権利を擁護するための政令改正等を求めています。

(参考：日弁連HP／厚労省HP ほか)

＜意見書要旨＞～日弁連HPから～

1. 老人福祉法第29条第6項及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)第7条第1項第6号二の「前払金」の法的性質は「預り金」であることを政令等で明示することを求める。
2. 「サービス付き高齢者向け住宅における家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について」(平成23年11月22日、厚労省老健局高齢者支援課・国交省住宅局安心居住推進課)の「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えてサービス付き高齢者向け住宅事業者が行う者が受領する額」及び「有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について」(平成24年3月16日厚労省老健局高齢者支援課)の「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて有料老人ホームの設置者が受領する額」の法的性質が契約当事者の前払賃料ないし前払サービス料であり、預り金であることを政令等で明示し、両事務連絡を改正して、想定居住期間内の退去時に前払金の償却を認めるものでないことを明示することを求める。